

社会福祉法人 土佐福祉会

2021年度事業計画

各事業所共通

生活介護事業所 土佐ふれあい工房

生活介護事業所 ひまわり舎

多機能型事業所（生活介護・就労継続支援B型） 作業所土佐

指定特定相談支援事業所 さくら

共同生活援助事業所 ふれあい

1. サービスの内容

① 健康管理

- (1) 年1回健康診断を実施し、健康状態の把握に努めます。
(新型コロナウイルス感染症などの理由により、中止する場合があります。)
- (2) バイタルチェックは各事業所で週に1回、看護師が行います。
- (3) 服薬の管理、投薬を行います。
- (4) 処方薬を把握し、服薬支援を行います。
- (5) 看護記録、発作記録、通院記録を作成します。
- (6) インフルエンザ、感染症予防等について
 - (ア)インフルエンザ、感染症予防等のお知らせを配布します。
 - (イ)各事業所と報告、連絡の徹底、情報の共有化を行います。
 - (ウ)感染症対策については各ご家庭と協力し、予防に努めます。
- (7) 利用者の身体的向上及び体力維持や生活向上に必要な支援を行います。
- (8) 環境、器具の点検と整備を行います。
- (9) 災害時の備品等は、防災委員会と協議して整えます。

2. 職員健診について

- ① 職員は年に1回、グループホーム職員は年に2回健康診断を受診します。
- ② 健診の結果、再受診、経過観察等の方は産業医に提出します。
- ③ 再受診は自己負担です。
- ④ 再受診された方は、診療明細書の提出をお願いします。
- ⑤ 再受診の結果は産業医に提出します。

3. 施設外活動

作業所土佐まつり、山の手ふれあいフェスタ、大綱祭り、高知リハビリテーション職業大学学祭、日高特別支援学校夏祭り、若草特別支援学校国立分校夏祭り、若草特別支援学校国立分校つくし祭り、お気軽カフェ（不定期）、火渡川一斉清掃 等に参加します。

（新型コロナウイルス感染状況により中止または縮小開催の可能性あり）

4. 保護者意見交換

年3回、保護者さんとの意見交換会を行います。

（新型コロナウイルス感染対策を実施の上、開催の予定ですが、感染状況により中止する場合があります。）

5. 具体的事業計画

- ① 新規利用者さんの増員に努めます。（作業所土佐 土佐ふれあい工房、グループホーム）
- ② ホームページから作業所新聞や作業所便りなどの紙媒体での情報発信に切り替え、保護者さんや支援学校等に配布します。
- ③ 新型コロナウイルス感染が終息していない中での施設運営は、家庭での感染防止対策のお願いや施設内での感染防止対策を徹底します。
- ④ 収入増計画、経費削減計画 （別紙 資料の参照をお願いします。）

生活介護事業所 土佐ふれあい工房

2021年度事業計画

1. 事業所の支援方針

- ① 個別支援計画に準じた支援を行い、楽しい毎日を過ごせるように活動内容を検討し実施していく。
- ② 利用者の障害に応じた環境整備に努め、それぞれが安心して食事や活動ができるようにしていく。
- ③ 専門性の向上を心掛け、利用者の思いや気持ちを聞きながら必要に応じ支援会議を開き、よりよい支援に努めていく。利用者の状況に合わせ、他事業所とも連携していく。
- ④ 誕生日者がいる月に誕生日会を実施し喜びや楽しさを味わうことができるよう計画していく。
- ⑤ 出勤することや作業への励みとなるよう利用者工賃規定を元に1ヶ月に1度、工賃を支払う。1日も休まず出勤した利用者には皆勤手当を支給する。利用者工賃については、なかまの会で説明し同意を得たうえで施行する。

2. 事業所の管理体制

① 職員体制

常勤体制：管理者（1名）他の事業所との兼務

課長兼サービス管理責任者（1名）

生活支援員（3名）

看護師（1名）他の事業所と兼務

② 建物管理（専門業者委託）

消防設備点検、昇降機点検、浄化槽清掃・点検

③ 車両管理

送迎車の法定定期点検・車検・日常点検整備

故障や部品交換が必要な場合は随時対応

④ その他

備品等の管理

3. 活動の内容

【1日の予定】

午 前		午 後	
9:30 ~ 9:45	朝の会・体操	11:30 ~ 13:00	昼食・昼休み
9:45 ~ 10:30	作業・療育活動	13:00 ~ 14:00	作業・療育活動
10:30 ~ 10:45	休憩	14:00 ~ 14:15	休憩
10:45 ~ 11:30	作業・療育活動	14:15 ~ 15:10	作業・療育活動
		15:10 ~ 15:30	帰りの会・退勤

※グループにより時間に若干の差異あり。

【1週間の予定】一例（個人により作業時間等予定は異なる）

	月	火	水	木	金	土
午 前	作業・散歩 療育活動	作業・散歩 療育活動	公園掃除 作業・散歩 療育活動	作業・散歩 療育活動	掃除（公園） 作業・散歩 療育活動	レクリエーション 療育活動 散歩・休み
午 後	学習・散歩 療育活動	創作活動 散歩 療育活動	DVD鑑賞 散歩 療育活動	リズム体操 散歩 療育活動	散歩 療育活動	レクリエーション 療育活動 散歩・休み

※散歩や公園の掃除については利用者の体調及び気候に応じて行う。

4. サービスの内容

① 軽作業支援

体調に無理のない程度に、ポケットティッシュ作業に取り組む。達成感をもちつつ楽しくできるように支援。それぞれがもつ力が出せ、利用者同士が協力しあって行える環境づくりに努める。

② 生活支援

- （1）個別支援計画を基に日常生活上必要な介助、支援、相談、助言を行う。また療育活動や掃除、買い物などを通して生活・身体機能の維持に取り組む。
- （2）体力維持を基本として、適度な運動としてリズム体操や公園などへの散歩を行う。また外部の講師を招き、専門的な知識の中で楽しく体を動かす機会をもつ。

③ 行事余暇活動

誕生日会や季節行事、スピリットアート展への出展をすることで、季節を感じたり自己表現する機会としていく。土曜日の開所日については、利用者から出た意見をもとに活動を決める。外出活動を年2回行い、地域の方とのふれあいや社会のルールに触れる機会とする。

【年間行事予定】

月	行事名	備考
4月		
5月	母の日・避難訓練	
6月	父の日	
7月	利用者健康診断・七夕まつり	
8月	大綱まつり	
9月	避難訓練	
10月	作業所土佐まつり	
11月	地域行事出店・ハロウィン	
12月	もちつき大会・クリスマス会	
1月	新年会	
2月	節分・避難訓練	
3月	ひな祭り・新入所者歓迎会※	※新規利用者がある場合実施

※利用者の体調や天候及び状況によっては、日程の変更や中止になる場合がある。

④ 余暇活動

利用者一人ひとりが楽しいと思えるような活動を企画する。集団で楽しく活動することで仲間意識がもて、日々の充実、心の安定を得られるように支援する。

⑤ 創作活動

利用者の個性を生かして自信や達成感につながるような活動を取り入れていく。

出来上がった作品は、工房内に展示したり、販売できるものは行事や地域で販売し社会参加の機会としていく。

⑥ 送迎

職員による送迎を行う。交通法規に基づいた安全運転を心掛ける。荒天時や利用者の状態に配慮し、必要に応じて安全確保の為に人員を追加配置する。

風水害・地震等により送迎を中止する場合については別紙参照とする。別紙以外においても、送迎車の運転が困難もしくは危険を伴う状況であると判断された場合には、家庭に説明を行ったうえで送迎中止とする。

⑦ 健康管理・栄養管理

(1) 保健衛生

(ア)高知生協病院で年1回健康診断を実施する。

(イ)事業所内では看護師による健康管理を行う。また、事業所内での病気やケガには家族との連携を密に取りながら迅速に対応する。

(ウ)厚生労働省の感染予防ガイドラインに準じた感染対策に努める。

(2) 給食

(ア)利用者に対して嗜好調査（年1回）を行う。

(イ)給食委員会を行い、利用者の意見を給食に反映するように努める。土曜日の開所日や行事の時など特別メニューを取り入れるようにする。

⑧ 防災

年に3回の地震避難訓練、及び年1回の風水害避難訓練を行う。防火管理者が職員に対し消防計画を周知させる。事業所の消防設備の点検を依頼している業者と消火器操作の訓練を実施する。

広報・地域活動

「土佐ふれあい工房新聞」を定期的に発行し配布する。利用者の氏名や写真は「個人情報保護法」に基づき、本人・保護者の同意を得て、適正に取り扱う。

散歩や買い物、公園掃除等を行い地域に出ていく機会をもち、地域の方との関わりを大切にする。

6. 職員研修・会議等

① 職員研修

高知県・土佐市等が行う研修に参加する。法人全体による職員研修を行う。

② 会議

職員間等の情報の共有やサービスの改善、向上を図るため行う。

(1) 職員会議 月1回

(2) 支援会議 週1回

(3) 個別支援会議 適時

(4) その他の会議 防災委員会・事故防止委員会・給食委員会・虐待防止委員会
苦情解決委員会

③ 苦情解決

(1) 保護者の苦情は連絡帳、個別面談、保護者意見交換会などで随時受付け、対応する。

(2) 苦情の内容により、第三者委員の指導を頂きながら、適切に解決を図っていく。

(3) 苦情解決委員会で事例報告を行い、第三者委員の指摘や助言を頂き、日々の支援を見直す機会を設ける。

7. リスクマネジメント

利用者の安全・安心の確保の為、事故防止・虐待防止等を各委員会にて検証・議論し、安全の徹底及び再発防止に努める。

8. 展望・目標

展望

利用者がやりがいや楽しみを持って活動でき、地域に出ていく機会をもちながら土佐ふれあい工房を色んな人に知ってもらう。

目標

- ① 利用者に合ったサービスの提供ができ、楽しみにできる活動づくりをしていく。
- ② 土佐ふれあい工房の商品を作成し販売できるようにしていく。
- ③ 散歩や買い物、公園掃除等を感染予防に心がけ行い、地域の中で社会のルールに触れる機会をもっていく。また色んな方に障害をもつ人について知ってもらいたい。
- ④ 現在関わりのある相談支援の方に土佐ふれあい工房の活動内容や空き状況を伝え、必要な方に知らせてもらう。
- ⑤ 特別支援学校に土佐ふれあい工房新聞を送付し、活動内容を知ってもらう。

生活介護事業所 ひまわり舎

2021 年度事業計画

1. 事業所の支援方針

- ① 利用者それぞれの個別支援計画に準じた支援を行い、楽しい毎日を過ごせるように活動内容を検討し実施できるように努めます。
- ② 利用者の障害に応じた支援が出来るようにパーテーションで場所を区切るなど、個人が集中して活動に参加出来るように環境を整えていく。
- ③ 利用者の思いや気持ちを確認しながら支援会議を必要に応じて行い検討し、よりよい支援が出来るように努める。利用者の家庭環境を把握し、家庭での生活が厳しくなっている利用者についてはグループホームと連携をとり、本人にとってよりよい生活ができるように検討していく。
- ④ 報告・連絡・相談の徹底、職員間のコミュニケーションを図り、情報の共有化を行う。
- ⑤ 利用者がひまわり舎に楽しく出勤することが増えていくように、出勤したことや作業や活動にがんばったことに対しての励みになるよう利用者工賃規定を元に1ヶ月に1度、工賃を支払う。1日も休むことなく出勤した利用者には皆勤手当を支給する。
- ⑥ 利用者工賃については、なかまの会で説明し、同意を得たうえで施行する。

2. 事業所の管理体制

① 職員体制

常勤職員：管理者（1名）他の事業所との兼務

課長（1名）

サービス管理責任者（1名）

主任兼看護師（1名）

生活支援員（3名）

生活支援員（2名）他の事業所との兼務

② 建物管理（専門業者委託）

消防設備点検、昇降機点検、浄化槽清掃・点検

③ 車輛管理

送迎車の法定定期点検・車検・日常点検整備

故障や部品交換が必要な場合は随時対応

④ その他 備品等の管理

3. 活動の内容

【1日の予定】

午 前		午 後	
9:30～10:00	朝の会・体操	12:00～13:30	昼食・昼休み
10:00～10:40	作業・療育活動	13:30～14:40	作業・療育活動
10:40～11:00	休憩	14:40～15:00	休憩・片づけ
11:00～12:00	作業・療育活動	15:00～15:30	帰りの会・退勤

(注) グループにより時間に若干の差異がある。

【1週間の予定】一例（個人により作業時間等予定は異なる）

	月	火	水	木	金	土
午 前	作業・散歩 療育活動	作業・散歩 療育活動	作業・散歩 療育活動	リズム体 操 散歩	公園掃除 掃除・散歩	日中活動 散歩・休み
午 後	学習・散歩 療育活動	ハンドベル 療育活動 散歩	DVD鑑賞 散歩	作業・散歩 療育活動	作業・散歩 療育活動	レクレーシ ョン 散歩・休み

※散歩や公園の掃除については利用者の体調及び気候に応じて行う。

4. サービスの内容

① 軽作業支援

体調に無理のない程度に、ポケットティッシュ作業やさりを織り作業、段ボールの仕切り作業、ビーズ作業、カップシール貼り等に取り組む。利用者によっては、訓練的な活動の一環として行う。天候や体調を見て散歩や公園の掃除を行う。

② 生活支援

個別支援計画を基に日常生活上必要な介護、支援、相談、助言を行う。排泄及び食事等の介護や、掃除等の家事、買物等自立した生活ができるよう日常生活訓練を行っていく。体力維持することを基本として、適度な運動（ダンベル体操やリズム体操など）や公園などへの散歩を行っていく。活動を通じて身体的機能の保持・向上に努めていく。

③ 行事・余暇活動支援

- (1) 誕生日会や季節行事、スピリットアート展への出展を通して利用者一人ひとりの自己表現力を養う。
- (2) 土曜日の開所日については、なかまの会を開きなかまから出た意見を尊重し、活動を決める。
- (3) 地域の方々との交流や利用者同士の親睦を深めることを目的として、年に1回外出活

動を行う。

(年間予定)

月	行 事 名	備 考
4 月	※新入所者歓迎会	※新規利用者がある場合実施
5 月	母の日・避難訓練	
6 月	父の日・誕生日会 (5・6 月生まれ)	
7 月	七夕まつり・利用者健康診断	
8 月	大綱まつり・誕生日会 (7～9 月生まれ)	
9 月	避難訓練	
10 月	作業所土佐まつり・誕生日会 (10 月生まれ)	
11 月	地域行事出店・誕生日会 (11・12 月生まれ)	
12 月	もちつき大会・クリスマス会	
1 月	新年会・誕生日会 (1 月生まれ)	
2 月	節分・避難訓練・誕生日会 (2 月生まれ)	
3 月	ひな祭り・誕生日会 (3 月生まれ)	

※利用者の体調や天候及び状況によっては、日程の変更や中止になる場合がある。

④ 余暇活動

利用者一人ひとりが楽しいと思えるような活動を企画する。集団で楽しく活動することでなにか意識を育て、日々の充実、心の安定を得られるように支援する。

⑤ 創作活動

- (1) 利用者の個性を生かして自信や達成感につながるような活動を取り入れていく。
- (2) 出来上がった作品は、ひまわり舎北側のショーウィンドウに展示する。販売もしていく。
- (3) 利用者にとって自分の作品が売れたことに対しての喜びを感じ、意欲を高めていく。
- (4) 購入者とのコミュニケーションを図りふれあいつつ地域との関わりを増やしていく。

⑥ 送迎

- (1) 職員による送迎を行う。交通法規に基づいた安全運転を心掛ける。荒天時や利用者の状態に配慮し、必要に応じて安全確保の為に人員を追加配置する。
- (2) 風水害・地震等により送迎を中止する場合には別表参照とする。
- (3) 別表以外においても、送迎車の運転が困難もしくは危険を伴う状況であると判断された場合には、家庭に説明を行ったうえで送迎中止とする。

⑦ 健康管理・栄養管理

(1) 保健衛生

- (ア) 高知生協病院で年1回健康診断を実施する。
- (イ) 事業所内では看護師による健康管理を行う。また、事業所内での病気や怪我等には家族との連携を密に取りながら迅速に対応する。
- (ウ) 厚生労働省の感染予防ガイドラインに準じた感染予防対策に努める。

(2) 給食

- (ア) 利用者に対して嗜好調査（年1回）を行う。
- (イ) 給食委員会を行い、利用者の意見を給食に反映するように努める。
- (ウ) 土曜日の開所日や行事の時など特別メニューを取り入れるようにする。

⑧ 防災

- (1) 年3回の地震避難訓練、及び年1回の風水害避難訓練を行う。
- (2) 防火管理者が職員に対し消防計画を周知させる。
- (3) 事業所の消防設備の点検を依頼している業者と消火器操作の訓練等を実施する。

5. 広報・地域活動

- ① ひまわり新聞を発行し、事業所内の活動を保護者等に配布する。
- ② 利用者の氏名や写真は、「個人情報保護法」に基づき、本人・保護者の同意を得て、適正に行う。

6. 職員研修・会議等

① 職員研修

- (1) 高知県・土佐市等が行う研修に参加する。法人全体による職員研修を行う。

② 会議

- (1) 職員間の情報やサービスの改善、向上を図るため行う。
 - (ア) 職員会議 月1回
 - (イ) 支援会議 週1回
 - (ウ) 個別支援会議 適時
 - (エ) その他の会議 防災委員会・事故防止委員会・給食委員会・虐待防止委員会・苦情解決委員会

③ 苦情解決

- (1) 保護者の苦情は連絡帳、個別面談、保護者意見交換会などで随時受け付け、対応する。
- (2) 苦情の内容により、第三者委員の指導を頂きながら、適切に解決を図っていく。
- (3) 苦情解決委員会で事例報告を行い、第三者委員の指摘や助言を頂き、日々の支援を見直す機会を設ける。

7. リスクマネジメント

利用者の安全・安心の確保の為、事故防止・虐待防止等を各委員会にて検証・議論し、安全の徹底及び再発防止に努める。

8. 展望・目標

展望

2020年、利用者のひとりが「自宅で家族とくらしたい」という思いがあり、ひまわり舎を退所した。どこかの事業所に行くことは考えておらず、家で過ごされとのこと。淋しさや心配な思いはあるが、利用者のご家族が決められたことなので応援したいと思います。

これから先、新しい利用者に来てもらうことも考えていかなければならないかと思うが、まずは、今いる利用者ひとりひとりと向き合い、利用者の気持ちに寄り添った支援が出来るようにしていきたい。

作業については、コロナウィルスの影響を受けて、ティッシュ作業中止の状態が続いている。

(2020年9月～2021年4月まで中止予定) 4月からもどうなるか分からない。

ティッシュ作業に代わる作業を考える、他の紙会社を探す、療育活動を増やしていくなど職員間で話し合いながら、今後の作業や活動について考えていきたい。

目標

ひまわり舎に来て、利用者が楽しく過ごせ、出勤率も向上できるようにしていく。

支援の目標

①達成感や自信を引き出せるための支援。

②体力維持することを基本として運動に取り組んでいくための支援。

③利用者が自分でやりたい作業や活動を選び毎日生き生きとした時間を過ごせるようにしていく。

④地域に根差した活動をしていくための支援。

ふれあい公園の掃除を続けていく。

商店街での買い物学習や図書館や体育館等を利用し、社会の中でしていいことと、してはいけないことを学ぶ機会としていく。

⑤利用者一人ひとりが楽しいと思えるような活動をしていく。

多機能型（生活介護・就労継続支援B型）事業所

作業所土佐

2021年度事業計画

1. 事業所の支援方針

- ①個別支援計画に基づき利用者一人一人のニーズに見合ったサービスの提供を心がける。
- ②個性を大切にし、ストレングスを見出し、より大きく伸ばす支援をめざすことで利用者の生きがいに繋げていく。
- ③労働意欲をより高める支援をめざしていく。
- ④地域の人々との関わりを大切にし、地域社会に根ざした施設運営をめざしていく。
- ⑤障害に対する支援の専門性を高められるよう、職員は研修への積極的な参加や情報の収集に努める。
- ⑥利用者工賃については工賃規定に基づき「なかまの会（利用者の会）」で説明し、承認を得たうえで施行する。

2. 事業所の管理体制

生活介護サービス利用定員	10名	登録人数	11名
就労継続支援B型サービス利用定員	10名	登録人数	7名

①職員体制

常勤職員：管理者（1名）他の事業所との兼務

課長（1名）

サービス管理責任者（1名）

支援員（2名ホームとの兼務）

看護師（1名）

非常勤職員：支援員（2名）

②建物管理（専門業者委託）

消防設備点検、浄化槽清掃・点検

③車輛管理

- (1) 送迎車の法定定期点検・車検・日常点検整備
- (2) 故障や部品交換が必要な場合は随時対応

④その他

備品等の管理

3. 活動の内容

【1日の予定】

午 前		午 後	
9:30～10:00	朝礼・作業準備	13:00～14:00	作業
10:00～10:45	作業	14:00～14:15	休憩
10:45～11:00	休憩	14:15～14:45	作業
11:00～11:45	作業・片付け	14:45～15:20	掃除・帰宅準備
11:45～13:00	昼食・昼休み	15:20～15:30	帰りの会

(注) グループにより時間に若干の差異がある。

【1週間の予定】一例（個人により作業時間等予定は異なる。）

	月	火	水	木	金	土
午 前	EM関連 ※ナス袋詰め カミソ 農耕 野菜くず回収 ゴミ袋配達	EM関連 ナス袋詰め カミソ 農耕 野菜くず回収 クッキー	EM関連 ナス袋詰め カミソ 農耕 野菜くず回収 クッキー ゴミ袋配達	EM関連 カミソ 農耕 野菜くず回収 クッキー納品	EM関連 カミソ・農耕 野菜くず回収 ゴミ袋配達	EM関連 カミソ・農耕 屋外清掃活動
午 後	EM関連 カミソ 農耕	EM関連 カミソ 農耕 クッキー	EM関連 カミソ 農耕 クッキー	EM関連 カミソ 農耕 クッキー	EM関連 カミソ・農耕 掃除	療育活動 DVD観賞 音楽鑑賞 ぬりえ パズル等

※ 主に10月～5月の期間限定作業

4. サービスの内容

①作業支援

個別支援計画に基づき利用者が安全かつ意欲的に作業に取り組んでいける様に、支援を行う。

②生活支援

個別支援計画に基づき利用者に合わせて日常生活に必要な介護、支援、相談、助言を行う。
服装や挨拶、言葉遣いなどの社会的な常識が身につけられるように助言・指導を利用者

個人の障害特性や理解力に合わせて行っていく。日々の作業・活動を通じて体力の維持・向上に努めていく。

③行事・余暇活動支援

(年間予定)

月	行 事 名	備 考
4 月	誕生日会 (3～5 月生まれ)	
5 月	避難訓練・外出活動	
6 月		
7 月	利用者健康診断・誕生日会 (6～8 月生まれ)	
8 月	大綱まつり出店	
9 月	避難訓練	
10 月	作業所土佐まつり・誕生日会 (9～12 月生まれ)	
11 月	山の手フェスタ出店	
12 月	消防署もちつき大会・クリスマス会	
1 月		
2 月	避難訓練・誕生日会 (1・2 月生まれ)	
3 月	新規利用者歓迎会 ※1	新規利用者がある時のみ

※ 利用者の体調や天候及び社会的状況によっては、日程の変更や中止になる場合がある。

※1 新規利用者が新卒の場合には原則として3月開催とする。利用開始が年度の途中からとなる場合には3月の開催にはこだわらない。

④療育活動

日々の作業・活動のリフレッシュとして、利用者に楽しんでもらえる活動を行う。活動内容については「なかまの会（利用者の会）」にて利用者の声を聴き、可能な範囲内で企画・立案していく。

⑤創作活動

個別支援計画に基づき、利用者の希望や能力に合わせて行っていく。

⑥ 日中一時支援（私的契約）

⑦ 送迎

(1) 職員による送迎を行う。交通法規に基づいた安全運転を心掛ける。荒天時や利用者の状態に配慮し、必要に応じて安全確保の為に人員を追加配置する。

- (2) 風水害・地震等により送迎を中止する場合については別表参照とする。
- (3) 別表以外においても、送迎車の運転が困難もしくは危険を伴う状況であると判断された場合には、家庭に説明を行ったうえで送迎中止とする。

⑧健康管理・栄養管理

(1)保健衛生

- (ア)高知生協病院で年1回健康診断を実施する。
- (イ)事業所内では看護師による健康管理を行う。また、事業所内での病気や怪我等には家族との連携を密に取りながら迅速に対応する。
- (ウ)厚生労働省の感染予防ガイドラインに準じた感染予防対策に努める。

(2)給食

- (ア)利用者に対して嗜好調査（年1回）を行う。
- (イ)給食委員会を行い、利用者の意見を給食に反映するように努める。
- (ウ)土曜日の開所日や行事の時など特別メニューを取り入れるようにする。

⑨防災

- (1) 年3回の地震避難訓練、及び年1回の風水害避難訓練を行う。
- (2) 防火管理者が職員に対し消防計画を周知させる。
- (3) 事業所の消防設備の点検を依頼している業者と消火器操作の訓練等を実施する。

5. 広報・地域活動

- ①利用者・保護者向けに「作業所土佐新聞」を発行し、事業所内の活動を報告する。
- ②利用者の個人情報については「個人情報保護法」に基づき、本人もしくは保護者の同意を得たうえで、適切に取り扱う。
- ③利用者と地域住民との交流及び、事業所主体の活動として「作業所土佐まつり」を行う。又、地域貢献の一環として地域の行事への参加を積極的に行う。

6. 職員研修・会議等

① 職員研修

高知県・土佐市等が行う研修に参加する。法人全体による職員研修を行う。

② 会議

職員間等の情報の共有やサービスの改善、向上を図るために行う。

- (1)職員会議 月1回
- (2)支援会議 週1回
- (3)個別支援会議 適時
- (4)その他の会議 防災委員会・事故防止委員会・給食委員会・虐待防止委員会・苦情解決委員会

③苦情解決

- (1) 保護者の苦情は連絡帳、個別面談、保護者意見交換会などで随時受け付け、対応する。

- (2) 苦情の内容により、第三者委員の指導を頂きながら、適切に解決を図っていく。
- (3) 苦情解決委員会で事例報告を行い、第三者委員の指摘や助言を頂き、日々の支援を見直す機会を設ける。

7. リスクマネジメント

利用者の安全・安心の確保の為、事故防止・虐待防止等を各委員会にて検証・議論し、安全の徹底及び再発防止に努める。

2021 年度の展望・具体的目標

① 作業支援・生活支援

- (1) 利用者の要望・ニーズに合わせた作業の提供を行う。個人の障害特性や理解力に合わせた支援を目指し、スムーズに活動を継続できるように努める。
- (2) 生活支援においては対人面の距離感や挨拶など、社会的ルールが身に付けられるように支援していく。

② 相談援助

利用者の困り事などの相談については適宜面談に応じ、不安なく意欲的に活動していけるような支援に努める。

③ 健康面・安全面について

利用者の体調面の確認。自宅での様子などについて、各家庭やホームとも情報を交換・共有していく。

作業・活動中の見守りの強化。個人に合わせた効果的な支援を心掛け事故やトラブル件数の減少を目指す。

夏場の熱中症対策として作業時間の短縮、水分補給の徹底、頸部クーリングなど行う。

手洗い・手指消毒の励行、備品類の清掃・消毒を適宜行い感染予防に努める。

④ 利用者増員に向けて

現在の利用者 就労継続支援 B 型 7 名 生活介護 11 名

利用実績から就労継続支援 B 型 は 3～4 名 生活介護は 1～2 名受け入れが可能。

見学希望者・実習希望者などの受け入れについては柔軟に対応していく。

⑤ 利用者工賃アップに向けて

利用者支援の妨げにならない範囲で EM ボカシの販路拡大を目指す。

⑥ 職員のスキルアップに向けて

サービス向上及び支援の専門性を高められるよう、職員は研修への積極的な参加や情報の収集に努める。福祉分野の法改正やニュースなどにも常日頃から意識を向けていく。

⑦ 地域貢献・地域交流など

各種イベントへ積極的に参加を行う。

挨拶など地域の人々との関わりを大切にし、障害を持つ人についての理解が深まるように日々努めていく。

指定特定相談支援事業所 さくら

2021 年度事業計画

1. 事業所の支援方針

- ① 市町村及び多様な事業者と連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らの提供するサービスの評価を行い、改善を図ります。
- ② 関係法令等を遵守します。

2. 事業所の支援方針

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように配慮していきます。また利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが多様な事業所から、総合的に提供されるよう配慮して行います。
- ② 利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類または事業者に不当に偏ることがないよう公正中立に行ないます。

3. 事業所の管理体制

① 職員体制

管理者	1名 常勤・兼務
相談支援専門員	1名 常勤・専従

- ② 設備管理 専門業者に委託
消防設備点検、空調設備清掃および点検

- ③ 車輛の管理 車輛の法定点検、定期点検
故障や部品交換が必要な場合は随時対応

- ④ その他 備品など管理

4. 地域活動

- ① 地域の方とお祭りや餅つきなどに参加し、交流する事で関係が良好になり情報共有に繋がる。

5. 職員研修会議等

① 職員研修

専門的知識の習得や支援のあり方など、学ぶため、積極的に個人研修への参加を促すとともに、法人全体による職員研修を年1回実施する。

土佐市自立支援協議会相談部会 1回/月、中央西管内相談部会 4回/年

相談支援現任研修、地域ケア会議

② 会議等

(1) 職員会議

職員間の情報の共有やサービスの改善・向上を図るため、月 1 回の定例会議をはじめ、必要に応じ臨時会議を行う。

(2) 受給者証更新月、モニタリング時に担当者会を実施する。

サービス等利用計画の作成及びモニタリング等にかかる会議を、必要に応じ関係機関と合同で実施する。

(3) その他の会議

サービス向上委員会

法人各事業所間の連携を密に、各々の交流や協力体制を築き、利用者へのサービス向上を図るため、担当者会を必要に応じて行う。

6. 苦情等の受付について

① 苦情対応窓口

サービスに対する苦情やご意見などは以下の専用窓口で受け付けます。担当者が不在の時は、土佐福祉会の職員が代行します。

○苦情対応窓口（担当者） 中岡 龍

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～16：00

○苦情解決責任者 石元 隆弥

② 第三者委員

○第三者委員 佐竹ゆかり

当事業所では第三者委員を選任に地域住民の立場から当事業所のサービスに対する意見などをいただいています。当事業所の利用者または契約者は当事業所への苦情やご意見につきましては第三者委員に相談することができます。

7. 虐待の防止について

事業者は、虐待に関する責任者を定め、成年後見制度の利用支援や従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施に努めます。

○責任者 石元 隆弥

8. 展望・目標・課題

展望・目標

2020年度、各市町村や他法人からの依頼も含め、福祉サービスを使わなくなった方や終結した方もいらっしゃいましたが、前年度より6名増の契約者数にて計画相談を実施。モニタリング時や受給者証更新時には事業所や自宅を訪問しアセスメントを行い書類作成し、一度も月をまたぐことなくスムーズに福祉サービスにつなげることが出来た。受給者証更新月には関係者を集めて担当者会を実施する。モニタリング時に検討や話し合いが必要な方も同時に行うようにしている。

課題

毎月のモニタリングや受給者証の更新手続きが多い月や突発的な（本人の入退院、家族の入院、家族の死去等）事があるに対応に追われてしまう場合があるが、今一度相談支援専門員の立ち位置を考えて、一人で抱え込まず、行政や他の相談機関に相談をしきちんと担当を分けて対応していく必要がある。

相談支援専門員としてのスキルアップが図れるよう必要な研修等に参加していく。

共同生活援助事業所 ふれあい

2021 年度事業計画

1. 事業所の支援方針

- ① 個別支援計画に沿って本人の意思を尊重し、日常生活を過ごすことが出来るように努める。
- ② 日中支援と情報を共有しサービスの向上に努める。

2. 事業所の管理体制

① 職員体制

常勤職員：管理者（1名）他の事業所との兼務

課長（1名）

サービス管理責任者（1名）

生活支援員兼世話人（4名）

生活支援員兼世話人（4名）他の事業所との兼務

非常勤職員：生活支援員（2名）

② 建物管理

自己管理。ただし、消防設備点検は委託。

③ 車輛管理

送迎車の法定定期点検・車検・日常点検整備

故障や部品交換が必要な場合は随時対応

④ その他

備品等の管理

ケアホーム、第1、第5ふれあいに各1台ずつ計3台の、ノートパソコンの設置。

利用票、個人別日誌の記入、アセスメントシート作成、モニタリング他、夜勤中にできる業務を行う。

3. サービスの内容

① 生活支援

食事・入浴・排泄等の必要な支援を行う。

ご家族や後見人、その他関係者とも連絡をとりながらサービスの提供を行う。

② 送迎

自宅とホーム間の送迎を必要に応じて行う。(有料)

その他通院等の送迎にもできる限り対応する。(有料)

③ 健康管理

日中事業所が行う健康診断の結果を共有するようにする。

④ 防災

(1) 年4回の避難訓練を行う。

- (2) 防火管理者が職員に対し消防計画を周知させる。
- (3) 消防設備の点検を委託している業者に消火機器操作の訓練等を実施する。
- (4) 年1回の不審者対応訓練を行う。

4. 職員研修

- ① 高知県・土佐市等が行う研修に参加する。
- ② 法人全体による職員研修を行い、他の事業所の職員との交流の機会を設ける。

5. 会議

職員間等の情報の共有やサービスの改善、向上を図るため行う。

- ① 職員会議 月1回
- ② 支援会議 月1回
- ③ 個別支援会議 適時
- ④ その他の会議 防災委員会・事故防止委員会・給食委員会・虐待防止委員会
苦情解決委員会

6. 苦情解決

- ① 保護者からの苦情は連絡帳、個別面談などで口頭でも随時受け付け、対応する。
- ② 内容によっては、第三者委員会の指導を頂きながら、円満な解決を図る。
- ③ 苦情解決委員会で事例報告を行い、第三者委員の指摘や助言を頂き、日々の利用者支援を見直す機会を設ける。

7. 展望

昨年度5月より、サテライト型（一人暮らし）の支援を始め、今年度も継続していく。
女性のホームの空室3部屋で、体験利用を受け入れながら、入居へとつながるように支援をしていく。

8. 支援の目標

- ① 基本的な生活リズム（規則正しい生活）と、生活スキルを身に付けていくための支援。
- ② 仲間との共同生活を通じて、必要なルール、マナー（返事、挨拶、報告、連絡、相談）と協調性を学び、身に付けていくための支援。
- ③ 個人のレベルに応じた自立に向けたサポート。
「一人暮らし」も選択肢の一つにできるよう、「自信」や「手応え」を深めると共に、自分でできることと、継続して必要なサポートを見極める支援。
- ④ 「自分のことを自分で決めて暮らす」ができるように、「自分がどうしたいか？」を自分で

考えられるような支援。

「自分の暮らしは自分でつくる」ということが意識できるように、利用者自身が自分で自分の生活を考えて、どうすればいいか決めるように促していく。

例) 誰が掃除をするのでしょうか？等、問いかけていく。

1・収入増計画

① 作業所土佐 利用者増を目標

(1) 新たな就労事業の開発に努めます。

② 土佐ふれあい工房 利用者増を目標

(1) 事業所新聞等による情報発信します。

(2) 地域密着型の連絡会等に参加した職員（相談支援員）に土佐ふれあい工房の情報（個人情報を除く）を公開してもらう事で、入所増を目指します。

③ グループホーム入所、利用率増を目標

(1) グループホームの入所、利用率向上のため、2021年度内にグループホームで24時間、365日の支援を行います。

(2) グループホームを24時間、365日、運営するためには日中支援職員の協力が必要です。そのため、今後は、日中支援職員、グループホーム職員という契約ではなく、職員の労働時間を157.5時間／月に統一し、夜間や休日祝日も対応可能な職員体制を作りたいと考えています。（各事業所の配置基準は確保）

(3) グループホームにおいて、24時間、365日いつでも利用者さんを支援するためには、“日曜日・祝日・年末年始休日”という就業規則を改定する必要があります。

(4) グループホーム入所、利用率向上計画。

ア・利用者さんの心身の状態の把握と細かな支援に努めます。

イ・利用者さんが退所される場合は、空床期間を短くし利用率向上に努めます。

ウ・ホーム見学希望があった際は迅速丁寧に対応し、相談内容に耳を傾ける事を心がけ入所につなげていきます。

エ・地域密着型の事業所連絡会等に積極的に参加し、空室の情報を公開することで、入所、利用率向上を目指します。

2・経費削減

① 水道光熱費の削減を徹底します。

② 公用車の所有に関しては、送迎・就労事業・事務等に適切な台数となるよう検討を行います。

③ ペーパーレス化に努めます。